

## 新規事業先向け資金「アタック」

（2024年4月1日現在）

1. 商品名（愛称）	新規事業先向け資金「アタック」
2. お取扱期間	2024年4月1日～2025年3月31日（取扱期間限定）
3. 販売金額	30億円（期間内でも販売金額を超えた時点で終了）
4. ご利用いただける方	当金庫の会員または会員資格を有し、以下の全ての条件を満たす法人のお客さま ①当金庫営業地区内で同一事業を1年以上営んでいる法人 ②現在、当金庫に融資取引のない法人 ③当金庫の審査基準により審査し、貸出が適当と認めた法人
5. 資金使途	・事業資金（運転資金）
6. お借入金額	・5,000万円以内（10万円単位） *利用は1回限り、平均月商の2倍以内 *決算後6ヵ月経過している場合は、決算後6ヵ月以上経過している試算表の平均月商の2倍以内とする。
7. お借入期間	・3年以内
8. 担保・保証人	個別対応とします。
9. ご返済方法	・元金均等返済 ・返済日は、ご都合に合わせて毎月一定の日を選択いただけます。
10. 金利	・固定金利 年0.700%～年0.900%の内から決定します。 *金利については、当金庫所定の審査により決定します。
11. 手数料・保証料	・手数料・印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。